

アルプスシステム株式会社人権方針

アルプスシステム株式会社（以下弊社）は、「コンプライアンスを遵守し、誠実で責任ある行動に徹すること」を行動指針の一つとして定め、事業活動を通じて直接または間接的にステークホルダーの人権に対して影響を及ぼす可能性があることを理解し、人権尊重の責任を果たす努力をしてまいります。

I. 位置付け

弊社は、「国際人権章典」（世界人権宣言と国際人権規約）、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、国連児童基金「子どもの権利とビジネス原則」に従って本方針を定め、人権尊重の取り組みを推進していきます。

II. 適用範囲

弊社は、本方針を全ての役員と従業員に適用し、事業活動に反映させます。

また、事業を通じて影響を及ぼす可能性のあるビジネスパートナーやサプライヤーを含む全ての外部パートナーにも本方針の遵守や、適切な対処を積極的に働きかけていきます。

III. 方針によるコミットメント

1. 法令の遵守

弊社は、人権に関する法令を遵守します。

2. 人権の尊重と差別の排除

弊社は、あらゆる企業活動の場面において、基本的人権を尊重し、人種、信条、年齢、社会的身分、門地、国籍、民族、宗教、性別、性的指向、性自認、及び障がいの有無の理由によるあらゆる形態の差別を禁止します。また、労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を労働者に対して行うことを禁止します。

3. 強制労働の廃止/結社の自由と団体交渉権の尊重

弊社は、児童労働、強制労働、人身売買、および奴隸労働を禁止します。

また、従業員の団結権および団体交渉権を尊重します。

4. 適切な賃金および労働時間の管理

弊社は、最低賃金、同一労働・同一賃金等を遵守し、性別による差を設けることはありません。

また、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理し、過度な時間外労働の禁止、及び安全かつ衛生的で健全な職場環境を提供します。

5. プライバシーの保護および表現の自由の尊重

弊社は、自らの企業活動や製品利用、またAIをはじめとする新たな技術の利用・応用において、プライバシー保護や表現の自由の尊重を徹底し、人権侵害を引き起こさないよう最善の注意を払います。

6. 人権デュー・ディリジェンスの実施

弊社は、自らの事業活動について人権デュー・ディリジェンスを実施することで、人権への負の影響を特定、回避、緩和するように努めます。

7. 通報および是正

弊社の事業活動において、コンプライアンス行動基準に反する行為やその潜在的懸念に対応するため、通報の窓口を設置しています。

また利用に際しては秘密が厳守され、通報したことを理由として不利益な取り扱いを受けることがないよう、匿名での通報も可能としています。

人権への負の影響を起こした、もしくは助長したことが明らかな場合は、適切な手続きを通してこれに対処します。

8. 社員教育・研修

弊社の事業活動において本方針を理解し、それぞれの活動の中で効果的に実行されるよう、全ての役員及び従業員に対し、継続的に教育や研修を行います。

9. ステークホルダーとの対話

弊社は、本方針の一連の取り組みにおいて、関連するステークホルダーと対話を積極的に行います。

10. 報告と開示

上記に関する適時・適切な情報開示を行います。

以上、本方針はアルプスシステム株式会社取締役会において、令和7年8月27日に承認されました。

制定 令和7年9月1日
アルプスシステム株式会社
代表取締役 宮下 高弘